

ふれあいサロンの活動のために 社協がお手伝いできること

情報のお手伝い

①サロン運営に関する相談

サロンを始めるときや運営していく中で、困ったこと等があったときには、ご相談ください。一緒に解決策を考えましょう。

②交流会・研修会の開催

サロン同士のつながりをつくり、情報交換をする交流会や、サロン運営に役立つ研修会を開催します。

安心のお手伝い

①ふれあいサロン傷害補償の加入

サロン開催時の参加者・スタッフのケガに備える保険です。保険料は社協が負担します。



資金のお手伝い

①サロン設立のための初期購入費の助成

はじめの1回に限り、設立に必要な備品等を購入するための資金を、3万円を上限に助成します。

②事業運営費の助成

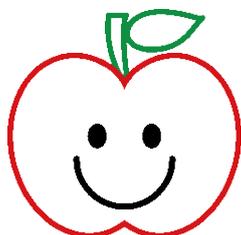
サロン1回の開催につき、1千円を上限に、運営に必要な資金を助成します。なお、年間助成額の上限は4万8千円です。(5年間)

③会場利用料の助成

サロン1回の開催につき、1千円を上限に、有料施設の利用料を助成します。なお、年間助成額の上限は4万8千円です。(5年間)

※ 助成はいずれも事業終了後の申請・入金となります。

社協のふれあいサロンに
登録すると、こんなに
いいことが!



お問い合わせ

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

〒350-1305

狭山市入間川2-4-13 狭山市社会福祉会館内

電話 04-2954-0294

FAX 04-2954-4343

メール daihyou@sayama-shakyou.or.jp